

# 休 車 リ ス ト

□ 休 車 完 了 リ ス ト

令和 年 月 日	
申請者等 住所 フリガナ 名称 フリガナ 代表者名	連絡担当者等 フリガナ 氏名 所属 TEL FAX

営業所名( )	特大	大型	普通	中型	小型	合計
事業計画上の営業所車両数						
当該営業所の抹消手続車両数						
当該営業所の休車手続車両数						

## 1. 休車(抹消)手続一覧表

番号	管轄支局	登録番号	車種区分					種別	手続区分	経由年月日
		(総走行距離)	特大	大型	普通	中型	小型			
例	札幌	300あ1234 ( 10,000 )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	記載不要
1		( )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	
2		( )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	
3		( )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	
4		( )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	
5		( )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	
6		( )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	
7		( )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	
8		( )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	
9		( )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	
10		( )km			普通			タクシー・ハイヤー	休車抹消	

※複数の営業所がある場合は、営業所ごとにリストを作成・提出してください。  
 ※車種区分、種別に「○」を、( )内に総走行距離を記入してください。  
 ※一時抹消登録等を実施した場合、事業者は令和6年3月31日までに事務連絡5.(1)の措置及び新規登録を行う必要がある。  
 しかし、やむを得ない事情により、これらの手続きを事業者が行うことができない場合には、道路運送法上の減車手続き等を要する。  
 また、最低車両数を下回っている場合には、最低車両数を満たせない理由等を運輸支局に申し出るとともに、理由の内容により、所要の手続きを行うこととする。

受付欄	
-----	--